

## 知多市空家等対策協議会設置要綱

## (設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、知多市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等の認定及び法第 14 条に規定する特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 協議会は、市長及び委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 法務、建築、不動産、福祉等に関する学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 市長は、あらかじめ指名する者を、その代理として協議会に出席させることができる。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

## (会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会の職務に関して知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課で行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。